

基本理念	基本目標	基本課題	施策の方向	新施策NO	旧施策NO	具体的施策	所管課等	指標
女性も男性も、一人ひとりが尊重され、その個性と能力を發揮できる社会の形成	I 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり	1. 男女共同参画への意識づくり	①男女共同参画・人権尊重意識の啓発	1	2	【男女共同参画に関する講座等の実施】 男女共同参画社会の実現に向けた講座や講演会を実施します	企画課	年1回以上
				2	3	【法制度等の周知】 男女共同参画社会基本法をはじめ、各関連法制度の周知に努めます	企画課	
				3	4	【人権尊重についての広報・啓発】 人権擁護委員等と連携し、人権尊重についての広報・啓発に努めます	秘書広報課	年2回以上
				4	新	【男女共同参画社会づくりのための情報誌の発行】 男女共同参画に関する情報誌を発行し、市民の意識づくりに努めます	企画課	年1回以上
				5	新	【男女共同参画の視点に立った広報活動】 広報紙やその他の様々な媒体において、男女共同参画の視点に立った広報活動に努めます	秘書広報課	
				6	6	【男女共同参画市民意識調査の実施】 男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に意識調査を実施します	企画課	
				7	7	【情報提供】 公正図書館において男女共同参画に関する冊子やDVDの閲覧及び貸し出しを実施します	生涯学習スポーツ課	
		2. 一人ひとりを大切にす教育・学習の推進	③学校教育における男女共同参画・人権教育の推進	8	8	【個性を生かす進路指導】 性別にとらわれず、自分の進路や職業選択等を考えられるようキャリア教育を充実し、主体的に進路の選択ができるよう指導します	学校教育課	職場体験 全校実施
				9	9	【人権尊重視点からの性教育の推進】 性を人権尊重の視点からとらえ、男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導を進めます	学校教育課	全校から 1名以上 研修参加
				10	10	【教職員への意識啓発】 性別にとらわれず一人ひとりの個性を育む指導ができるよう、教職員の資質向上と意識啓発を図ります	学校教育課	
				11	11	【人権教育の充実】 児童・生徒がお互いを尊重し、豊かな人間関係を築くことができるよう人権教育を充実させ、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを指導します	学校教育課	全校から 1名以上 研修参加
			④家庭・地域社会における学習機会等の充実	12	12	【講座等の開催】 講座等の開催にあたり、社会的性別にとらわれず、広く参加者を募集します	生涯学習スポーツ課	
				13	14	【家庭教育学級の実施】 幼児、小中学校の保護者等を対象に、家庭教育の重要性を学ぶ学習機会を設けます	生涯学習スポーツ課	
				14	16	【教育相談事業】 保護者が抱える児童・生徒の学習、交友関係などに関する悩み等を解消するため教育相談を実施します	学校教育課	
	II あらゆる暴力を根絶する地域社会づくり（DV防止基本計画）	3. 暴力（DV等）を許さない環境の整備	⑤人権尊重と暴力防止の意識づくり	9	9	【人権尊重視点からの性教育の推進】 ※再掲 性を人権尊重の視点からとらえ、男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導を進めます	学校教育課	
				11	11	【人権教育の充実】 ※再掲 児童・生徒がお互いを尊重し、豊かな人間関係を築くことができるよう人権教育を充実させ、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを指導します	学校教育課	
				15	25	【DVについての啓発】 チラシ等の配布や「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは人権侵害であることを周知します	企画課	年1回以上
				16	26	【児童虐待防止対策】 児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待予防に関する啓発を行います	子育て支援課	
				17	新	【DV予防セミナー実施の促進】 高等学校等においてDV予防セミナーを開催するよう働きかけを行います	企画課	
				18	新	【大学と連携した広報啓発の実施】 大学生に対するDV予防セミナーの開催やリーフレットの配布等について大学に働きかけます	企画課	
			⑥暴力の早期発見・早期相談に向けた環境づくり	19	28	【早期発見への取組】 乳幼児健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます	健康づくり課	未把握0件
				20	新	【関係機関との連携の充実】 窓口業務や訪問事業においてDV被害者等を早期に発見し、適切な相談機関につなげるため関係機関との連携に努めます	子育て支援課	
		21		33	【児童・生徒の見守り】 PTA等と協力し、登下校時など児童・生徒の安全を見守るための取組を行います	学校教育課		
		22		21	【相談窓口に関する広報の充実】 多様な媒体を利用した広報活動を実施し、相談窓口について周知を図ります	子育て支援課		
		23		新	【DV相談カード・DV相談ステッカーの貼付】 DV相談窓口等の周知のため、女性トイレ等に相談カードの配置及びステッカーを貼付します	企画課		
		24		新	【外国人のDV被害者への支援】 外国人向けリーフレット等を活用し、国際交流協会と連携して相談窓口の周知を図ります	企画課		
		4. DV被害者支援の充実	⑦安心して相談できる体制づくり	25	17	【人権侵害に対する相談等の充実】 人権相談の充実や法務局との連携を図ります	秘書広報課	人権相談 月1回
				26	18	【相談体制の充実】 DV相談員、家庭相談員等と連携し、相談体制の充実を図ります	子育て支援課	
	27			19	【DV相談員等の研修機会の充実】 被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、DV相談員等の研修機会を充実させます	子育て支援課	年1回以上	
	28			新	【市民相談センター運営の充実】 誰もが安心して相談できるよう、市民相談センターの運営の充実を努めます	秘書広報課		
	⑧支援体制の充実と関係機関との連携・協力		29	20	【DV被害者の支援】 関係機関と連携し、被害者に適切な支援を行うとともに、状況に応じて緊急避難支援を行います	子育て支援課		
			30	23	【要保護児童対策地域協議会の活用】 DV及び児童虐待は多様な関係機関による支援が必要であるため、要保護児童対策地域協議会の活用を図ります	子育て支援課		
			31	24	【緊急保護協力施設との連携】 介護施設等と協定を締結し、虐待等により緊急保護が必要な高齢者・障害者に対応します	社会福祉課 高齢者福祉課		
32			27	【高齢者・障害者虐待防止支援体制の強化】 個々のケースに対応した関係機関と連携して、適切な支援を行います	社会福祉課 高齢者福祉課			
33			新	【秘密保護の徹底】 DV被害者等の安全確保に十分配慮し、庁内の関係各課と連携し個人情報保護の徹底を図ります	市民課 税務課 高齢者福祉課 社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 健康づくり課			

女性も男性も、一人ひとりが尊重され、その個性と能力を發揮できる社会の形成

Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域社会づくり（女性活躍推進計画）

5. 労働の場における男女共同参画	⑨雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	34	34	【雇用分野の法律等の周知】 「労働基準法」「男女雇用機会均等法」など雇用分野の法律や制度の周知を図ります	観光商工課	
		35	35	【女性の職業能力開発の支援】 就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報提供を行います	観光商工課	
		36	新	【再就職・起業に関する情報提供】 結婚や出産、育児、介護などで退職した女性等の再就職や起業を支援するための取組を促進します	観光商工課	
⑩家族経営的な産業等の分野における男女共同参画の促進		37	36	【家族経営協定の締結促進】 家族経営協定の締結を促進します	水産課 農産課	新規締結 年1件以上
		38	37	【漁業士、農業士等の認定促進】 女性の漁業士や農業士等の認定を促進します	水産課 農産課	
		39	39	【農業委員への登用促進】 農業委員への女性登用について働きかけます	農業委員会事務局	
⑪働き方改革の推進		40	40	【一般事業主行動計画策定の周知】 従業員101人以上の事業主に対して、計画策定が義務付けられている旨の周知を図ります	観光商工課	
		41	41	【事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発】 関係機関と連携し、事業所等への意識啓発に努めます	観光商工課	年1回以上
		42	42	【育児・介護休業制度等の周知】 育児休業、介護休業制度や看護休暇など、各種休暇制度に関する周知を図ります	観光商工課	
		43	43	【市の男性職員における育児参加の推進】 地域社会における男性の育児参加を促進するため、市の男性職員が率先して育児に携わるように働きかけます	総務課	育児取得率 女性100% 男性20%
		44	44	【市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発】 市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います	総務課	
		45	新	【協議会の設置】 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行う、協議会の設置について検討します	企画課	
⑫ワーク・ライフ・バランスの促進		46	45	【保育サービスの充実】 仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、多様な保育制度の充実を図ります	子育て支援課	一時保育 実施4か所
		47	48	【男性の育児参加促進】 「ママ/パパ学級」を開催し、男女がともに育児にかかわることの大切さについて理解を深めるよう指導します	健康づくり課	
		48	49	【介護サービス情報の提供】 男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じて適切な介護サービス情報を提供します	高齢者福祉課	
		49	新	【固定的な役割分担意識の軽減】 男性・子供を対象とした料理教室を開催し、役割分担意識の軽減を図ります	健康づくり課	
		50	46	【放課後児童クラブの充実】 日中、保護者が在宅していない児童に対し、適切な生活の場を与えられるよう、放課後児童クラブの充実を図ります	子育て支援課	放課後児童 クラブ実施 13か所
		51	47	【病児・病後児保育の検討】 多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育についての検討を進めます	子育て支援課	病後児保育の実施
⑬子育て支援の充実		52	50	【子育て広場の実施】 在宅での子育てを支援するため、交流の場を提供します	子育て支援課	子育て広場 週5日
		53	51	【地域子育て支援センターの運営】 子育て相談等に対応するため地域子育て支援センターの運営を支援します	子育て支援課	4か所
		54	52	【おはなし会等の実施】 絵本等を通じて、保護者と乳幼児が良好な関係を結べるよう支援するため、「おはなし会」等を開催します	生涯学習スポーツ課	年1回以上
		55	53	【ファミリーサポートセンターの検討】 ファミリーサポートセンターの開設について研究、検討を進めます	子育て支援課	
		56	新	【子育てに関する講座等の実施】 子育て支援に関する講座・講演会を実施します	子育て支援課	
		57	新	【LINEによる子育て支援に関する情報提供】 子育て支援に関する情報提供に努めます	子育て支援課	
		58	新	【乳児家庭全戸訪問】 生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士等が訪問し、子育てに関する情報提供や、不安・悩みなどの相談を実施します	子育て支援課	
		59	新	【インフルエンザ予防接種費用の助成】 子どもに対する季節性インフルエンザワクチンの接種費用を助成します	健康づくり課	
		60	新	【ブックスタートの実施】 絵本等を通じて、保護者と乳幼児が良好な関係を結べるよう支援するため「ブックスタート」を実施します	生涯学習スポーツ課	
		⑭市政における女性の参画促進		61	59	【女性の意見聴取機会の確保】 多様な広聴活動を展開し、女性の意見を聴取する機会の確保に努めます
62	60			【審議会等への市民公募促進】 意欲のある男女が広く市政へ参画できるよう、市民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます	企画課	
63	61			【審議会等への女性委員登用の推進】 女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り、目標比率（30%）の達成を目指します	企画課	女性委員の割合 30%
64	62			【女性職員の育成】 各種研修への女性の参加を促進し、女性職員の行政能力向上に努めます。併せて、公務員として男女の隔りなく職務・職責を全うするため、女性職員、職場全体の意識改革に努めます	総務課	
65	63			【女性職員の登用推進】 職員の意欲、能力等を考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく登用を図ります。また、職域拡大を図り、女性の登用を進めます	総務課	女性管理職 登用率 課長職20% 補佐職30%
66	新			【女性人材リストの活用】 女性人材情報を整備し、活用を促進します	企画課	
⑮地域活動における男女共同参画の促進		67	54	【市民団体の活動支援】 市民活動を支援するため、まちづくりサポーターの活用を促すとともに、市ホームページ等の情報ツールを活用し、市民活動に必要な情報を提供します	総務課	
		68	55	【生涯学習活動支援】 市民の自主的学習活動やサークル活動などを支援し、拠点となる市民センターの利用促進を図ります	生涯学習スポーツ課	
		69	56	【市主催事業における託児サービスの充実】 乳幼児を抱えた世代の社会参画を支援するため、市主催事業における託児サービスの実施について働きかけます	企画課	
		70	57	【高齢者の地域活動と社会参加の促進】 高齢者が自らの能力や経験を生かしながら、多様な社会参加ができるよう老人クラブやシルバー人材センターへの活動支援を行います	高齢者福祉課	
⑯防災における男女共同参画の促進		71	79	【女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備】 災害に備えての生活用品の備蓄や避難所の運営について女性の視点を盛り込みます	総務課	
		72	80	【女性防災リーダーの育成】 女性を対象に、火災予防や災害時の適正な対応、応急救護方法などについての講習や研修を実施し、女性が地域の防災リーダーとして活躍できるよう支援します	消防本部	年3回
		73	81	【女性消防団員の育成】 消防団員として必要な訓練や講習会を実施します。また、新規の女性団員を増やすための入団促進PRを積極的に実施します	消防本部	年5回

女性も男性も、一人ひとりが尊重され、その個性と能力を発揮できる社会の形成	IV 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり	8. 生涯を通じた心身の健康づくり	①7 男女の健康保持への支援	74	64	【健康診査の充実】 健康診査に対する理解を深めるため、わかりやすい情報提供と受診しやすい体制の整備に努めます	健康づくり課	増加を目指す
				75	65	【生涯にわたる健康づくり支援】 年代や生活環境に応じた健康教育や疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います	健康づくり課	
				76	66	【こころの健康支援】 うつ病など、こころの病に関する相談およびカウンセリングを実施します	健康づくり課	
				77	67	【性差に応じた健康支援の推進】 男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診等を実施します	健康づくり課	
				78	68	【スポーツを通じた健康の保持・増進】 老若男女を問わずスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます	生涯学習スポーツ課	
		①8 妊娠・出産における女性の健康支援	79	70	【妊娠期における健康支援】 安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、保健師等による健康相談を行い、妊娠中の異常を予防します	健康づくり課		
			80	71	【乳児家庭への訪問】 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、予防接種等の情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います	健康づくり課	全件訪問	
			81	72	【出産期における健康支援】 母子の健康な生活を支援するため、乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談事業の充実を図ります	健康づくり課		
		9. 安心して暮らせる環境の整備	①9 高齢者、障害者施策の充実	82	73	【介護教室等の充実】 介護予防や介護者の健康づくり等に関する講座等を開催するとともに出前講座を実施します	高齢者福祉課	
				83	74	【相談支援体制の充実】 障害のある人の相談に対しきめ細かい対応ができるよう、基幹相談支援センターに社会福祉士等の専門職を配置し、総合的・専門的な相談に対応するとともに、海田圏域内で情報連携を行い広域間支援体制を構築します	社会福祉課	
				84	75	【就労支援体制の充実】 障害のある人が、社会的・経済的に自立して生活するため、地域自立支援協議会を中心として各機関との連携を図ります	社会福祉課	
				85	76	【自立への基盤づくり】 障害のある人が、地域の中で自分らしく生活できるよう、地域の特性や状況に応じた地域生活支援事業の充実を図ります	社会福祉課	
	86			新	【高齢者の居場所づくり】 認知症の予防や閉じこもりを防ぐため、高齢者が運営する交流サロン等の通いの場を設置します	高齢者福祉課		
	②0 ひとり親家庭等の自立支援	87	82	【ひとり親家庭等に対する就労支援】 就労経験の乏しい母子家庭等に対し、必要な情報提供を行い、就労を支援します	子育て支援課			
		88	83	【ひとり親家庭等に対する経済的支援】 手当の支給、医療費助成等を通じ、生活の安定を図ります	子育て支援課			
	②1 外国人が安心して暮らせる環境づくり	②1 外国人が安心して暮らせる環境づくり	89	84	【外国人母子等に対する支援】 日本語による意思疎通が不十分な外国人母子等に対し、同行支援等を行います	子育て支援課		
			90	85	【外国人児童生徒への支援】 外国人児童生徒の日本語指導・適応指導等の充実を図ります	学校教育課		
			91	新	【外国人への情報提供】 市内在住の外国人の定住支援のため、庁舎内の多言語化を推進します	企画課		
			92	新	【国際交流事業の実施】 銃子市国際交流協会と連携し、市内在住外国人との交流の場を作ります	企画課		
	V 計画の推進	②2 庁内推進体制の強化	93	86	【庁内推進組織の設置】 計画の実効性を高めるため、庁内に男女共同参画推進に取り組み組織を設置します	企画課		
			94	87	【推進拠点の整備】 男女共同参画施策を円滑に進めるため、推進体制及び拠点の整備について検討します	企画課		
			95	89	【計画の進捗管理】 年度ごとに計画に登載された事業の取組状況を調査・把握し、計画推進委員会等へ報告します	企画課		
		②3 国・県他市等との連携	96	90	【国・県との連携】 国や県の事業を積極的に活用します。また会議や研修会への参加及び情報交換に努め、協力・連携を図ります	企画課		
			97	91	【他市等との連携】 ちば男女共同参画行政担当者会議等に参加し、他市等との情報交換・意見交換に努め、より良い施策の実施を目指します	企画課		
			98	92	【男女共同参画地域推進員制度の活用】 市民の中から男女共同参画地域推進員を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを促進するとともに近隣市との共同事業を実施します	企画課		